

函館ひかりの屋台「大門横丁」出店募集要項

I. 募集店舗

今回、出店者を募集する業態・店舗区画は、以下のとおりです。

(1) 募集業態

ラーメン中華店（ラーメン以外の一品料理も各種提供することができる方）

※ラーメン中華店以外の応募についても相談に応ずる（居酒屋業態は除く）

(2) 募集場所・区画

函館市松風町7番5号「函館ひかりの屋台大門横丁」16番区画

床面積10.64㎡／3.21坪

II. 申込要領

1. 申込資格

(1) 店舗として相応しい品位を有し、協調して施設全体の発展のために熱意を持って経営にあたられる方であること。

(2) 自ら営業するための店舗を必要とし、開店日、営業内容等、当社の定める条件にあてはまる方であること。

(3) 官公庁その他の免許または資格を必要とする業種については、申込者本人がその免許または資格を有する方であること。

(4) 営業に関し必要な資金の調達が確実で、賃料、保証金、共益費等の支払い能力を有する方であること。

(5) 申込みにあたっては連帯保証人を有する方であること。

※以下のいずれか一つに該当する方は申し込みをすることができません。

- ・成年被後見人、被保佐人、未成年者
- ・破産の宣告を受け、復権を得ない方
- ・銀行取引停止処分を受けている方
- ・禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された方で判決確定に至るまでの方
- ・過去3年以内に営業停止等の行政処分を受けた方
- ・暴力団関係者又はその他社会的暴力活動を行う団体の関係者及びそれらの者と親交のある方

※ご応募にあたっては、審査および信用調査をさせていただく場合があります。

2. 申込方法

以下の提出書類を申込期限内に当社へご持参ください。なお、申込期限終了後の提出書類の修正、差し替え、追加等は一切受け付けません。

- ① 出店申込書（当社指定の様式）
- ② 事業の概要について（当社指定の様式）
- ③ 出店計画書（当社指定の様式）
- ④ 営業方針について（当社指定の様式）
- ⑤ 受付票（当社指定の様式）
- ⑥ 会社経歴書及び代表者経歴書（法人以外の方は個人の経歴書）
- ⑦ 商業登記簿謄本（法人以外の方は戸籍謄本及び住民票）
- ⑧ 直近2年間の申告書及び決算書の写し（法人以外の方で事業所得のある方は、直近2年間の申告書及び決算書（貸借対照表含む）の写し

※①～⑤の書類は当社ホームページよりダウンロードするか、当社事務所に
てお受け取り下さい。

3. 申込期限・申込書類提出方法・提出先

(1) 申込書類提出期限

令和4年3月18日（金）午後5時

(2) 申込書類提出方法

受付時間に当社へ直接ご持参のうえ、ご提出ください

（受付時間：平日午前10時から午後5時まで）

(3) 申込書類提出先

〒040-0063

函館市若松町18番1号TMOビル3階

株式会社はこだてティーエムオー

- (4) 書類に不備がある場合には、受付出来ない場合がございます。応募頂いた書類については、返却いたしません。あらかじめご了承ください。

Ⅲ. 選定及び結果の通知

1. ご提出いただいた書類をもとに、当社が選定いたします。
2. 選定結果は、決定者のみに通知いたします。

IV. 契約基本条件

1. 契約

- (1) 建物所有者である当社（株式会社はこだてティーエムオー）と、賃貸借契約を締結していただきます。
- (2) 出店が決定し、入店前までに本契約を締結していただきます。

2. 契約期間

- (1) 契約期間は2023年10月31日までとします。以後は3年間とし、契約の更新については契約満了期限の6ヶ月前までに協議の上、改めて締結します。

V. 開業前に必要な資金

出店に際しては「保証金」「出店料」「前払い賃料」「前払い共益費」「テナント会費」「内装・設備工事費」等が必要となります。

表 1

項目	金額
① 保証金	290,000円
② 出店料	220,000円 (内消費税20,000円)
③ 前払い賃料 (1カ月)	71,500円 (内消費税 6,500円)
④ 前払い共益費 (1カ月)	22,000円 (内消費税 2,000円)
⑤ テナント会費	8,250円
⑥ 合計	611,750円

(1) 金額

- ①「保証金」「出店料」「前払い賃料」「前払い共益費」「テナント会費」の金額は表1のとおりです。

(2) 取り扱い方法

- ①保証金は出店期間中、無利息で当社が預託します。契約終了の場合に、契約に基づく一切の債務支払いの完了が確認された時点で全額を返還します。
- ②保証金の返還請求権を他に譲渡したり、担保に供することはできません。
- ③出店料は返還いたしません。

(3) 支払い方法

- ①当社指定銀行口座へ振り込み。

(4) 違約金の取り扱い

出店者のご都合で解約される場合の違約金は次の区分によって納めていただきます。

- ① 本契約以降、開業1年未満の解約の場合、お預かりした保証金を違約金として当社が申し受けます。
- ② 開業1年以降、契約期間終了前の解約の場合、お預かりした保証金の50%を当社が申し受けます。

(2) 内装・設備工事費

- ①賃貸借区画に関わる内装設備工事費については、出店者の負担となります。
- ②賃貸借区画に関わる内装設備工事については、当社の定める基準によるものとし、当社の承認を得てから施工していただきます。

VI. 開業後に必要な費用

開業後は「賃料」「共益費」「テナント会費」「個別費用」等が毎月必要となります。

表 2

項目	金額
①賃料	71,500円 (内消費税6,500円)
②共益費	22,000円 (内消費税2,000円)
③テナント会費	8,250円
④合計	101,750円

(1) 金額

①「賃料」「共益費」「テナント会費」の金額は**表 2**のとおりです。

(2) 共益費

共用部分の維持管理に必要な水道光熱費・清掃衛生費・ゴミ処理費・設備保守点検費等の経費を、「共益費」として負担していただきます。

(3) 個別経費

出店者が賃貸借区画内で使用する水道光熱費などの個別経費は、個別メーター等により実費をお支払いしていただきます。なお、以下の項目等、賃貸借区画内の専用施設の維持管理を外注される場合には、管理上当社の指定業者とご契約していただきます。

- ・ 賃貸借区画の清掃・衛生
- ・ 賃貸借区画の防災・警備
- ・ 専用設備としての給排気設備（フード、グリスフィルター、ダクト等）、防災設備（消火器、ダクト消火器）、給排水設備（グリストラップ、排水管等）、空調機器の保守点検・整備、清掃

(4) テナント会費

当商業施設の繁栄および円滑な運営を目的として、出店者には当社との間で組織するテナント会に全員加入していただきます。なおテナント会活動のため、会の運営に要する費用を負担していただきます。

(5) 損害保険料

不測の事故に備え、火災保険および商品、什器、店内造作に関する損害保険、営業に関わる各種保険を当社指定の保険会社とご締結していただきます。

Ⅶ. その他、知っていただきたいこと

(1) 関係法規・管理規則の遵守

出店者およびその従業員は、別途定める管理規則等を遵守していただきます
出店者には関係諸法規および行政官庁の指導を遵守していただきます。

(2) 諸手続き等

営業について官公庁の許可等を必要とする場合は、出店者自身で許認可を受けていただきます。

(3) 営業時間、休日

営業時間および休日については別途当社と協議し決定いたしますので、それに従っていただきます。

(4) 賃貸借区画の用途

営業種目、取扱品目、販売方法、店舗名称は当社が承認するものに限り、将来の営業種目、取扱品目の追加、変更については当社の承認を必要とします。

(5) 賃貸借区画外における看板等の設置

別途当社の定める基準等に従っていただきます。

(6) 売上額の報告

施設の繁栄を目的に、運営の基礎資料として施設の営業状況を把握するため、全ての店舗に日別売上額の報告を毎月していただきます。

売上額の報告は、当日売上額を当社指定の用紙に記入し、提出していただきます。

(7) 消費税

出店者に負担していただく経費のうち消費税課税の対象となるものについては、課税分を加算のうえ、負担していただきます。

(8) 賃貸借区画内での内装・設備、什器の改修・更新

開業後、出店者が賃貸借区画内の内装および設備・什器の改修・更新工事をする場合は、工事設計承認ならびに施工監理調整を当社が行いますので、設計図書、仕様書、スケジュール等を当社に提出のうえ、承認を受けた後、施工していただきます。

(9) 権利譲渡等の禁止

賃貸借区画の全部または一部を第三者に賃貸したり、営業権その他名義の如何に関わらず賃貸借契約上の権利を譲渡または担保に供する、あるいは営業の名義貸しをすることはできません。

(10) 連帯保証人

当社との契約締結にあたっては、連帯保証人を必要とします。

Ⅷ. お問い合わせ先

株式会社はこだてティーエムオー 担当：三ツ石

〒040-0063 函館市若松町18番1号

TEL. 0138-24-0033 FAX. 0138-24-0022

E-mail info@hakodate-tmo.com